



[様式第3号]

資料提供年月日	令和 4年 8月29日	
問い合わせ先	課 名	下水道経営企画課
	電 話	直通 803-1486 内線 4911
担 当 者	職名・氏名	課 長 中田
	職名・氏名	課長補佐 岩田

## 広 報 連 絡

<レク付き資料提供>

- 1 件 名 下水道事業会計の消費税申告における更正の請求について
- 2 趣 旨 下水道事業会計の消費税及び地方消費税申告について、還付を受けるための更正の請求手続きを行いました。
- 3 備 考 詳細については別紙のとおりです。

# 下水道事業会計の消費税申告における更正の請求について

様式第3号 別紙  
下水道経営企画課

- 下水道事業会計の消費税及び地方消費税申告について、還付を受けるための更正の請求手続きを行いました。

## 経緯

- 令和2年度分の申告について、令和4年1月～4月にかけて、岡山東税務署の行政指導を受けた中で、平成26年度の消費税率変更(5%→8%)以降の申告額が過大となっている(消費税を納めすぎている)旨の指摘がありました。
- 確認したところ、消費税額の計算において、制度の認識違いにより、一部税率を誤って計算していることが判明しました。
- 具体的には、特定収入のうち、企業債の元金償還に対する繰入に係る課税仕入れの税額について、旧税率(企業債を充てて事業を行った年度の税率)で計算すべきところ、新税率(企業債の元金償還に対する繰入を行った年度の税率)で計算していました。 ※資料②イメージ図参照

## 更正の請求内容

- 平成28年度分から令和2年度分までの5年分について、再計算を行い、更正の請求を行いました。
- なお、更正の請求ができるのは法定申告期限から5年以内となっており、平成26年度、27年度分については時効のため請求できませんでした。

## 還付額

年度	更正前の消費税額	更正後の消費税額	還付額
平成28年度分	314,724千円	268,510千円	46,214千円
平成29年度分	301,642千円	254,819千円	46,823千円
平成30年度分	209,082千円	161,749千円	47,334千円
令和元年度分	235,346千円	161,506千円	73,841千円
令和2年度分	195,897千円	123,637千円	72,259千円
合計	1,256,690千円	970,219千円	286,471千円

・平成28年度～令和2年度分について、約2億8,600万円の還付を受けることとなりました(平成29年度～令和2年度分については、更正の請求手続き中であるため、金額が変更となる可能性あり)。 ※資料①更正内容参照

・時効のため還付が受けられない額は、平成26年度、27年度分合わせて約8,900万円です。

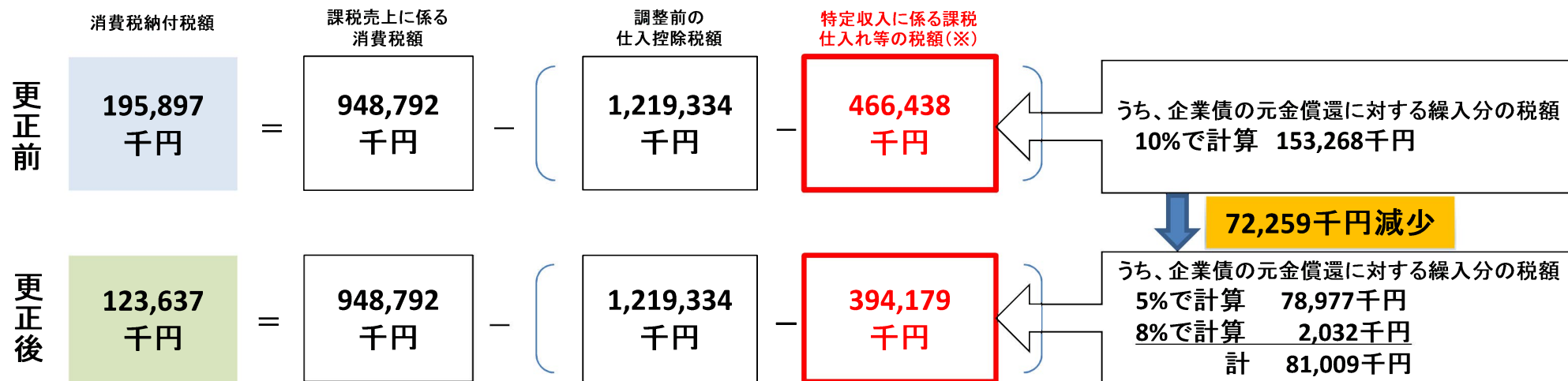
## 今後の対応について

- 今後、税務署との連携を密にするとともに、研修受講等により消費税制度への理解を深めることにより、再発防止に努めます。

# 資料①

## 例) 令和2年度分の更正内容

更正前の消費税額	更正後の消費税額	還付額
195,897千円	123,637千円	72,259千円



(参考)

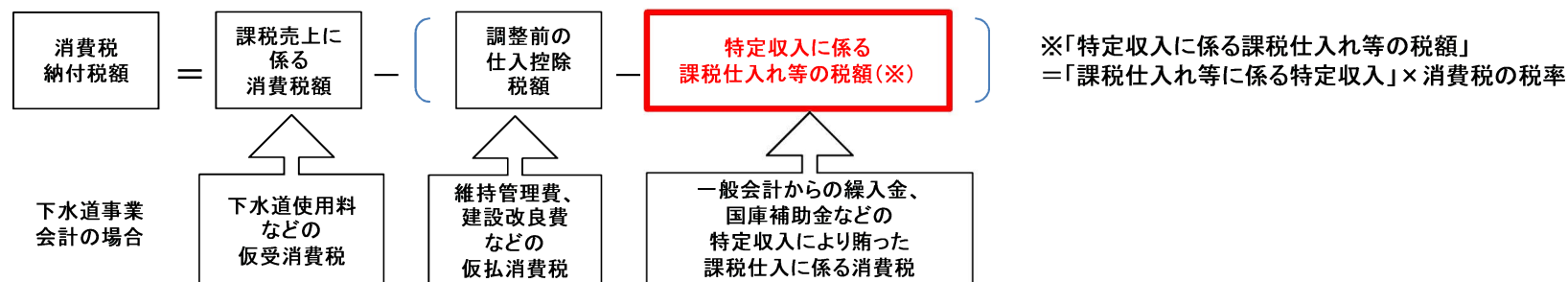
●一般的な計算方法

「課税売上に係る消費税額」-「課税仕入れ等に係る消費税額(仕入控除税額)」

●地方公営企業等の特例

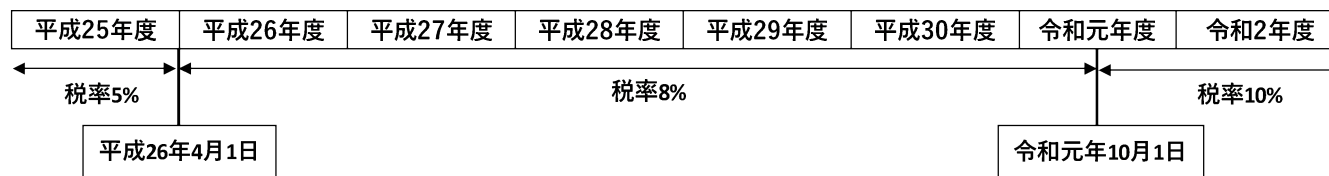
補助金等の対価性のない収入(特定収入)を恒常的な財源としているため、「仕入控除税額」についての計算の特例あり。

特定収入により賄われる課税仕入れ等に係る消費税額に相当する金額を、控除の対象から除外することとされている。

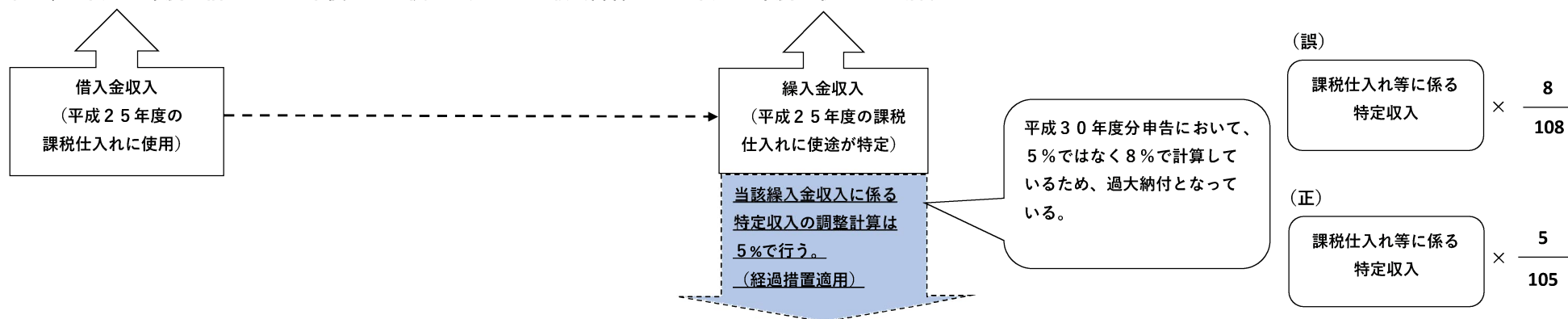


## 資料②

### イメージ図（企業債の元金償還に対する繰入分の税額計算）



例1) 平成25年度に借入した企業債の元金償還に充てる一般会計繰入金を平成30年度に収入した場合



例2) 平成27年度に借入した企業債の元金償還に充てる一般会計繰入金を令和2年度に収入した場合

